

2020年7月7日

関西電力株式会社

定期事業者検査報告書に係る確認事項について

新検査制度移行に伴い、「施設定期検査申請」から「定期事業者検査報告」（以下、定事検報告）に変更となったことから、今後の運用について原子力規制庁殿と認識合わせたいと考えております。つきましては、以下の確認事項について原子力規制庁殿のご認識回答をよろしくお願いいたします。

【確認事項】

① 高浜3号機は旧の実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（以下、炉規則）に基づき、施設定期検査変更申請を実施し、並列日および総合負荷性検査日を未定としておりました。その後、4月17日に社内にて並列および総合負荷性能検査の日程を変更（並列：12月22日、総合負荷1月19日）しましたが、本変更については、次回の定期事業者検査の報告のタイミングである「原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき（新炉規則第57条の3第1項第2号）」に報告することで問題ないでしょうか。

なお、美浜3号機、高浜1、2号機は現在、安全対策工事中であり、並列・総合負荷を「未定」として申請しておりますが、同様に「原子炉を起動するために必要な検査を開始しようとするとき（新炉規則第57条の3第1項第2号）」に報告することで問題ないでしょうか。

② 本文記載事項に変更があった場合は、変更した内容を反映した本文を提出することで問題ないでしょうか。（変更前後表の提出は不要）

「検査の実績又は予定の概要」のうち工程の変更であれば、鑑は原子炉起動、並列、総合負荷の日付が変更となるため変更内容は明確であり、別紙の「定期事業者検査の予定また実績」の変更であれば、定期事業者検査の計画及び実績に反映し、また変更内容については備考で説明予定。

③ 原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイドに記載のある、「変更があった場合はその後の報告において実績として記載することでよい」と記載されている事項について、解釈としては、前回の点検の実施の有無を反映することであり、その他の変更内容について、次の検査開始一月前の報告時点の最新情報を報告することで問題ないでしょうか。

④ 新炉規則57条の3第4項または第5項に該当する事象が発生した場合、定事検報告のタイミングにかかわらずその都度、該当する書類を提出することを考えておりますが、報告形態としては通常の面談における公開資料と同等の資料を提出することで問題ないでしょうか。

- ⑤ 特別な施設管理実施計画（保全計画）に係る報告について、特別な施設管理実施計画を定める場合には、特別な施設管理実施計画を作成の都度、新炉規則に基づく定事検報告を実施させていただき（追加点検毎の項目の変更については報告不要）、また、特別な施設管理実施計画を実施後の評価（長期停止中における保全の評価）については、その評価の結果、第57条の3第3項第2号および第3号に掲げる事項に変更があれば、評価と合わせて報告することで問題ないでしょうか。

以上